

対面による活動再開に係る指針

令和3年10月12日（第5版）

〇趣 旨

この指針は、新型コロナウイルス感染症対策として、対面による実験・実習・実技（以下「実験等」という。）の再開，さらに研究活動や窓口業務を行うに当たり，全学として取り組む注意事項をまとめたものである。

なお，本指針は全学共通の指針として示したものであり，教室（施設・設備）の様態や教育の内容は学部等で異なるため，本指針のほか，別途キャンパス（学部・研究科を含む。）ごとに指針等を必要に応じて作成すること。

【共通事項】

〇準 備

- ・通学するための居所（自宅から通学している者を除く。）から暫くの間離れ，緊急事態宣言（自治体独自に発令するものを含む）又はまん延防止等重点措置の対象区域に滞在していた者については，原則として居所に戻った日から14日間自宅待機し，不要不急の外出を控えた上で健康観察を行うよう周知する。

〇注意すべき三原則（屋内）

- ・十分な換気（部屋の大きさにもよるが，一般的に1～2時間毎に5～10分程度）
- ・人の間の距離を確保
- ・近距離での会話回避

〇換 気

- ・休み時間毎2方向のそれぞれ1つ以上の窓（対角線上の窓を開けると換気がスムーズに行われる）を広く開けて換気を行うようにすること。
- ・換気の程度は天気や教室の位置によって異なり，授業中も2方向のそれぞれ1つ以上の窓を開けておくことが望ましい。
- ・換気をすれば十分な感染予防ができるということではないため，あわせて，手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底に留意させること。
- ・窓のない部屋は十分に換気をすることが難しいことがあるため，常時，入り口を開けておいたり，換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努める。また，使用時は，人の密度が高くないように配慮すること。
- ・体育館のような広く天井の高い部屋でも，人の密度が高い状態では換気を行うようにする。換気は感染防止の観点から重要であり，人の密度が低い状態でも換気に努めるようにすること。

〇人の間の距離の確保，近距離での会話回避及びマスクの着用

- ・基本的な考え方として，原則，マスクを着用させることが望ましい（着用するマスクの種類は，可能な

限り不織布マスクとする。なお、学生の上に飛沫のかからないような十分な距離（多くの学生等が手の届く距離に集まらない状態）があり、かつ、換気を適切に行っている室内や屋外である場合には、マスクの着用は必ずしも必要ではないと考えられる。）。

- ・教室等において、学生の上に十分な座席の距離が取りにくく、近距離での会話や発声が必要な場合には、適切に換気を実施した上で、マスクを着用させること。

※参考・濃厚接触者の定義（厚生労働省ホームページから抜粋）

濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は二つあり、1. 距離の近さと2. 時間の長さです。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1 m程度）で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。

○消 毒

- ・教室やトイレなど、学生等が利用する場所のうち、特に多くの学生等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上消毒液を使用して清掃を行う。なお、清掃については、各キャンパスで場所や対象等を指定し、実施できるようにすること。
- ・（参考）新型コロナウイルスの感染を予防する消毒方法の例（東京都中野区 HP から）
<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/402000/d028536.html>
- ・手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものなので、流水と石鹸での手洗いを指導すること。

○健康管理

- ・感染症予防の一つとして、日頃から健康や行動を記録することを心がけるとともに飲食店等における会食などの場でクラスターが多く発生していることから、感染リスクの高い場所の利用は避けるなど一人一人が「自分の身を守る」ことを意識して行動すること。山形大学医学部附属病院において、以下URLのノートを作成しているので、参考にする。
- <https://www1.id.yamagata-u.ac.jp/MIDINFO/COVID-19/check-sheet.pdf>
- ・体調が悪い時や不安を抱えているとき又は濃厚接触者の疑いがある場合（新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触があった者）は登校又は出勤させず、山形大学保健管理センター(023-628-4154)に連絡し、その指示に従わせること。

○物品の共用（全般）

- ・感染の要因の一つに、物品の共用による接触感染がある。大学では様々なものを共用しており、用具や物品の共用を避けることができれば避けるようにするが、共用を避けるのが難しいものについては、使用後手洗いをするように指導することなどが考えられる。ハンカチやタオルなどは学生が持参させ、共用させないこと。

【個別事項】

○実験・実習指導（研究指導を含む。）

- ・共用の教材、教具、機器や設備（パソコンや実験器具、実習機器等）については使用後に消毒すること。また、除菌が困難なパソコンのキーボード等についてはラップで覆って使用させるなどの工夫をす

ること。

- ・共用の機器等を操作する前後で手洗いを徹底させること。ハンカチやタオルなどは学生が持参させ、共用させないこと。

○実技指導

- ・音楽の実技指導において、狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体との接触を伴う活動について、授業開講期や授業の開始時期を変更することや、歌うことや口に触れる楽器の演奏の際にはできる限り一人ひとりの間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにすること。共用する用具を使用する前後に消毒したり、授業の前後に手洗いを徹底させたりするなど、感染防止のための防護措置等を講じること。
- ・調理などの実習や実技指導において、狭い空間や密閉状態での指導や活動について、授業開講期や授業の開始時期を変更することや、衛生管理をより一層徹底すること。共用する用具を使用する前後に消毒したり、授業の前後に手洗いを徹底させたりするなど、感染防止のための防護措置等を講じること。
- ・美術の実技指導において、狭い空間や密閉状態での指導や活動について、授業開講期や授業の開始時期を変更すること又は学生同士が近距離で作業することを避けさせること。共用する用具を使用する前後に消毒させたり、授業の前後に手洗いを徹底させたりするなど、感染防止のための防護措置等を講じること。
- ・スポーツの実技指導において、運動不足となっている学生もいると考えられるため、当面、準備運動を十分に行うよう留意すること。学生が密集する運動や学生が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動について、授業開講期や授業の開始時期を変更することや、個人や少人数で密集せず距離を取って行うことができる運動を行うなどの工夫をすること。また、可能な限り授業を屋外で実施したり、学生が集合・整列する場面を避けるなどの工夫をするとともに、共用する用具を使用する前後に消毒したり、授業の前後に手洗いを徹底させたりするなど、感染防止のための防護措置等を講じること。
- ・更衣室の使用については、3密にならないよう、一度に多数の学生が使用させない工夫や換気を十分に行うこと。使用させる際は、私語厳禁を徹底させること。

○学生対応窓口業務

- ・飛沫等による感染防止のため、窓口にアクリル板やビニールシート等による仕切りを設置すること。

附 則

この指針は、令和2年5月12日から施行する。

附 則

この指針は、令和2年8月3日から施行する。

附 則

この指針は、令和3年7月6日から施行し、令和3年6月23日から適用する。

附 則

この指針は、令和3年8月23日から施行する。

附 則

この指針は、令和3年11月1日から施行する。